

## 1. 法人の理念

- (1) 利用者一人ひとりの人格・人権を尊重し、自立支援を旨として社会福祉の増進に努めます。
- (2) 利用者本位の立場に立ち、常に笑顔でサービス提供し、顧客満足を追求します。
- (3) 「福祉の情報発信源」「地域交流の場」として地域福祉の拠点となり、社会貢献に尽くします。

## 2. 法人の基本方針

- (1) 積極的な情報公開を行い、透明性のある運営を行います。
- (2) 法令遵守に徹し、個人情報保護に努めます。
- (3) 職員は常に目標・ビジョンを持ち、継続的に業務改善に真摯に取り組み、自己改革・自己実現を目指します。
- (4) 社会福祉法人としての専門性を生かし、常に「well being」を実践しつづけます。

## 3. 目的

生活保護法第 38 条第 2 項に定められた救護施設であり、保護の実施機関より依頼された、身体や精神に障がいなどがあり、経済的な課題も含めて日常生活を送る事が困難な人たちを対象に、自立支援を行うことを目的とします。

また、地域生活移行支援や就労支援などに取り組み、地域での自立生活を目指し、循環型セーフティネット施設として機能するために、利用者の地域や他種別施設への移行促進を図ります。（利用定員 150 名（男性））

## 4. 中長期計画

別表の通り、運営面や利用者サービスについて計画を立て、単年度の重点項目や日々の利用者サービスに取り組みます。（計画表参照）

## 5. 重点項目 ※単年度運営指針

- (1) 利用者一人ひとりの尊厳を守り、利用者本位のサービス提供を実現するため、個別支援計画策定の一般的なスキルアップを図る。
- (2) 専門性を高め、個々の利用者が抱えている様々な課題解決を図り、自己実現に向けた支援を行っていく。
- (3) 日中活動の活性化を図り、利用者の日常生活・社会生活自立度を高めながら、地域移行が実現するように継続的な支援を行う。
- (4) 「地域における公益的な取組」について、地域のニーズに応じた取組を積極的に推進し、法人・施設の存在意義を高める。
- (5) 地域の社会福祉協議会等の関係機関と協働し、生活困窮者自立支援事業を行うとともに、就労準備支援・就労訓練事業をさらに推しすすめていく。
- (6) キャリアパス制度構築に則り、職員一人ひとりの成長に向けて個別的に教育・研修計画を策定し、育成をすすめる。

## 6. 地域移行支援の推進

循環型セーフティネット施設として、自立支援機能の一層の強化を図り、他法他施策による支援への連携を深め、地域生活移行を積極的に進めます。

### (1) 居宅生活訓練事業

救護施設に入所している利用者が円滑に居宅生活に移行できるようにするため、施設の近隣で訓練用住居を確保し、実際に居宅生活に近い環境で実験的に日常生活訓練・社会生活訓練を行うことにより、スムーズな居宅への移行へ繋がるよう支援を行います。

概要 訓練棟 吹田市津雲台に 3 部屋／3 名を対象とする。

訓練期間 6 ヶ月（最大 1 年）

### (2) 保護施設通所事業

救護施設退所者を当施設への通所、又は職員が居宅等へ訪問しての生活指導等を実施することで、居宅で継続して

安定した自立生活が送れるように支援します。

内容「通所訓練」施設通所による、生活指導及び就労指導等

「訪問指導」居宅等へ訪問による生活指導等

### (3) 地域生活への移行促進

単身での地域移行が困難な利用者については、様々な状況を考慮し、利用者の意向を反映させた上で地域にある支援付き住宅やグループホームへの移行促進を図ります。また、老人施設への移行も踏まえ法人内の施設とも連携を図ります。

## 7. 個別支援

適切なサービス提供を行うために、利用者個々の状態を正しく理解し、本人の意向を尊重した支援を心掛け、利用者の個々の状況に応じた支援を行います。

### (1) 個別支援計画

利用者の希望・要望を実現するために、利用者との面談を重ね作成していきます。支援計画の策定には担当者を中心に専門職や外部の関係者も招きカンファレンスを行います。

#### (重点項目)

個別支援が中項目から大項目に昇格したことに伴い、当施設でも重点項目と位置付け、従来の方法の見直しも含めてチェック体制を明確に行います。

## 8. 日常生活自立支援

常に個々人の有している能力の維持・向上ならびに長所に目を向け、過剰介護の防止に努めていきます。また、地域生活への移行に向けて阻害要因解消の支援についても、専門職としての果たすべき意義と考えています。

身体や精神の健康を回復・維持し、自分で自分の健康・生活管理を行うことが出来るよう取り組んでいきます。

### (1) 日常的な支援

食事・入浴といった人が家庭や社会で生活していくために毎日行うべき基本的な動作で支援を必要とする場合、利用者の障がい状況を把握し個別支援計画の内容に沿って実施してきます。

### (2) 専門的な支援

SSTによる、社会生活能力の向上を目的とした取組や、自己表現力の向上を目的とした、非言語によるグループワーク（ワークショップ）を実施してきます。

### (3) 苦情解決

職員と対等な関係のもとで、施設に対する意見や苦情を幅広く伝えられるように、施設内に意見箱を設置し、利用者からの苦情を円滑的に取り入れるようにしています。苦情解決の方法として担当職員を設け、あるいは第三者機関を設置して、苦情解決のための体制づくりを行い、利用者本位のサービス改善・向上に努めていきます。

### (4) 業務の効率化

#### 1) 支援ソフトの活用

職員による利用者支援の情報共有を行い、個別支援計画作成やケース記録作成、預かり金管理等で業務の効率化を図ります。また、リスクマネジメント等について統計を取ることにより、今後の利用者の支援に活かしていきます。

その他、法人救護施設共通掲示板の活用により法人内救護施設における情報の共有化を図ります。

#### 2) 業務内容の随時見直し

日常業務に於いて常に課題や問題点を考えていき、様々な支援が実施出来るように日課及び支援方法について検討を行い、より効率的かつ効果的な業務となるように随時見直しを行っていきます。

## 9. 社会生活自立支援

利用者の社会的なつながりを維持・回復し、地域移行後も地域社会の一員として充実した社会生活が送れるよう、コミュニケーション力の向上と社会参加を目指した支援を積極的に取り組んでいきます。

### (1) レクリエーション・クラブ活動

日常生活の活性化を図るために様々なレクリエーション活動を準備します。レクリエーションにおいてはその精神作用や身体作用の他、付加価値と利用者の特性を考えて安全に楽しく実施します。

また、利用者自身が発案・計画し実施できるような体制を整え、利用者主体のレクを随時実施してきます。

日々の生活の中で楽しみながら、また相互に学べる場と

して利用者が本当に望んでいるクラブ活動や日中活動を整備拡充していきます。利用者ニーズを基に、新規設立や休止などには柔軟に対応します。

#### (2) 家族等との連携・交流

利用者と家族等との関係が希薄なものとならないように、施設の事業計画などの情報や利用者の近況について、近況報告や広報誌等にて定期的に連絡を行い、調整・関係修復を図っていきます。

#### (3) グループワーク

ひと月に一回グループワーク（小規模座談会）を実施します。利用者と担当者間で信頼関係の構築を図り、ニーズの吸い上げを行い、支援への反映を行います。

### 10. 就労自立支援

精神的・身体的機能回復や社会復帰に不可欠な社会的適応能力の回復を目的として実施していきます。これらは日課のリズムを整え、規則正しい生活習慣を身につける役割も持ち、生活の活性化や外部就労への動機付けの向上を図るといった役割も担っています。

#### (1) 施設内作業訓練

障がいの程度あるいは利用者の特性に応じた作業訓練（内職作業・清掃作業）を段階的に実施していきます。これは、施設内での就労準備や就労訓練（中間的就労）として位置づけ様々な自立へ向けた支援の一つとします。

#### (2) 外部機関との連携

ハローワークやジョブコーチ等の有効活用、就労施策や制度を活用し、効果的な広域の就労支援を行っていきます。

#### (重点項目)

法人の総合入所受付・総合窓口を通じて福祉事務所ケースワーカーとの連携を深め、入所者の確保及び地域移行の効率化を図ります。

### 11. 危機管理

利用者に重大な被害を及ぼす事態や、おそれがある場合、利用者の生命や身体及び安全を守ることに徹します。また、サービスを提供するに当たり、危機を未然に防ぐことに努めます。また、防災計画で対処する地震災害・風水害や緊急対処事態等についても、入所者の安全確保に努め

るとともに、周辺地域の住民が安心して生活が送れるよう社会福祉施設として緊急時の体制を整えていきます。

#### (1) リスクマネジメント

リスクは発生しうるものという前提に立ち、より質の高い施設サービスを求めるため、KY 活動によるリスク要因の収集に努め、事故分析などによる迅速な改善策の実行や業務マニュアルの見直しなど改善に努めます。

#### (2) 防災対策

出火防止、災害防止のため毎月1回防災設備等の点検管理を行い、不備欠陥のないよう安全の確保に努めます。また、有事に備え備蓄食料や物品の確保・定期チェックを行って行きます。

毎月1回災害避難訓練等を実施して様々な状況（火事・地震・夜間・津波等）でも安全に確実に避難誘導できるような訓練を実施します。

#### (3) 防犯対策

不審者の侵入を未然に防止するために、職員の巡回の励行、施設設備の整備・施錠の日常点検に努めます。また、職員等による緊急時の対応体制の整備や地域の関係機関との連携を強化し、利用者の安全確保に努めます。

### 12. 健康維持管理

利用者の健康を維持することは、施設生活を送り、自立を目指す上で欠かすことは出来ないと考えます。利用者の意向に沿いながら日常生活が活性化できるように取り組んでいきます。

#### (1) 食事・栄養サービス

生活の中で食べることは大きな楽しみの一つでもあります。栄養と嗜好を考え、雰囲気や気を配り、四季折々に季節感ある食事や行事に伴う特別な献立を用意します。また嗜好調査を定期的実施し常に利用者の意見を取り入れていきます。複数の中から選択可能なメニュー作りを強化し、食への興味付け並びに楽しみを演出していきます。健康の増進・体力の維持向上を図りながら正しい食生活のあり方を理解してもらうとともに安全で楽しく豊かな食事の提供に努めます。

#### (2) 保健・医療サービス

春季と秋季に全員の健康診断を実施して、疾病の早期発

見と早期治療に努めます。また内科・精神科医による健康相談の実施を通じて、心身の健康管理の支援を行います。

利用者の自主性を妨げることなく通院の介助や服薬を施設管理とする場合もありますが、最終目標はいずれも自己通院・自己管理です。

また月1回保健衛生懇談会を実施し、利用者に対する情報提供と保健衛生教育も実施します。常に情報収集に努め、最新の正しい知識を備え、利用者の健やかな生活の実現に尽力します。

#### (重点項目)

体重測定や血圧測定などで生活習慣病を察知し、予防に努め、受診時での後発医薬品使用、頻回受診を抑制するよう努めます。

#### (3) 感染症対策

集団生活の特性を良く理解し、利用者相互、施設職員や出入りする関係者などが媒体とならないように、感染症対策のマニュアルを策定し、日頃の意識の向上や「うがい手洗い」を基本に消毒の徹底を行い、特に冬期のインフルエンザ・ノロウイルス等の感染症予防に努めます。

### 13. コンプライアンス（法令遵守）による高い信頼性の確保

各種法令・指針（社会福祉法、生活保護法、個人情報保護法、虐待防止法、労働基準法、労働安全衛生法など）に定められている事項を熟慮し、情報収集を強化します。また、今求められている施設像の把握に努め、福祉施設としてのあり方に常に敏感な体制を保持していきます。コンプライアンス（法令遵守）による信頼性の高いサービスの確保が、透明性のある施設運営の第一歩という認識としています。

#### (1) 個人情報保護

個人情報保護に関しては、当法人の「個人情報に関する方針（プライバシーポリシー）」及び「個人情報保護規程」に基づいて慎重に取扱い、安全な情報管理のもとに個人情報が外部に漏洩することのないように徹底していきます。

#### (2) 虐待防止

虐待とは、利用者に対する不適切な言動や、利用者の心を傷つけるもの、また犯罪行為となるものまで、幅広いも

のとらえ、常に利用者の立場にたって利用者が身体的、心理的な苦痛等を感じることがないように努めていきます。それには職員一人ひとりの意識の向上が不可欠であり、研修や会議の場で議論し、職員の意識向上に取り組んでいきます。

#### (3) プライバシー保護

利用者の「他人から見られたり知られたりすることを拒否する自由」が保護されるよう、設備面での配慮や職員の知識の向上を積極的に取り組んでいきます。

#### (4) 人権への配慮

利用者個々の障がいに関係なく、利用者の人権や権利擁護の視点に立ってサービスを提供し、施設内外の研修も活用しながら人権侵害などが絶対に起こらないように周知徹底し、利用者が快適で自立した日常生活が送れるようにしていきます。

また、権利を実質的に保障するために障がい等により自己決定能力、選択能力が低下した人の財産管理やサービス等の契約・利用にあたっては「成年後見制度」、「地域福祉権利擁護事業」の活用を行っていきます。

### 14. 情報公開

情報公開については、施設の活動状況が地域住民などに理解してもらえるよう、ホームページや広報誌などにて日常生活及び支援の様子、苦情解決状況やリスクマネジメント結果、財務情報など施設運営面まで積極的に情報発信していきます。

#### (1) ホームページ

常に内容の充実を図りつつ、できる限り情報を広く一般に開示することで、施設運営の透明性を図っていきます。

(<http://senriryoy.jp/>)

#### (2) 広報誌

地域や利用者家族向けに、施設での生活状況を掲載し、定期的に発行していきます。

### 15. 地域における公益的な取り組み

地域福祉ニーズの把握を行い救護施設の運営で培ったノウハウを活かし、地域で障がいや生活困窮等の様々な課題を抱える方々への相談や支援を通じて、地域へ貢献でき

るよう活動を行っていきます。

また、全国救護施設協議会の「救護施設が取り組む生活困窮者支援の行動指針」について、さらにその達成度を高めていきます。

#### (重点項目)

要件緩和に伴い、地域のニーズに応じた取り組みを積極的に推進し、用心・施設の有存在意義を高める。

#### (1) 総合福祉相談窓口

サテライトに設置している総合福祉相談窓口にて専任の職員を配置することにより活性化を図り、地域社協、近隣自治会、福祉委員等と連携し、生活困窮者等について困りごとや福祉に関する問い合わせや相談に対応します。

相談窓口連絡先：06-6878-8111

#### (2) 一時生活支援事業

施設機能を活用し、住居の無い生活困窮者への一時宿泊提供や、食材の支援等を行います。

#### (3) 体験入所

施設入所を希望される方に対して無料で体験入所の機会を設け、施設の環境を把握してもらうとともに、入所に対する不安の軽減を図ります。

#### (4) 就労訓練事業

認定事業所として、就労準備支援事業や、就労訓練事業(中間的就労)を実施し、生活リズムの構築や就労に必要な知識向上を行います。

#### (重点項目)

地域社協等関係機関と協働し、生活困窮者自立相談支援事業を行うとともに、就労準備支援・認定就労訓練事業をさらに推し進めていく。

#### (5) 生活困窮者自立支援事業への取り組み

##### 1) 学習支援事業

子供が学習に取り組める場を提供します。また、日常的な生活習慣、居場所づくり等子どもと保護者の双方に必要な支援を出来る範囲で行います。

・学習環境の提供(勉強スペースとしての空き部屋の開放)

#### (6) 家計相談支援事業

生活困窮者が自ら家計を管理できるように相談支援を行います。必要に応じて関係機関へのつなぎ、早期の生活再生を支援します。

#### (7) 指定避難所(津波避難所)

地元自治体と情報共有しながら、福祉避難所の指定を受けるべく、進めていく。

## 16. 施設機能の開放

施設利用者の生活の自立を促進するために、社会関係の拡大を図るとともに施設自身を地域の福祉資源のひとつとして捉え、地域に根ざした活動を行います。施設の設備・機能を地域住民や地域の学校などに積極的に開放し、交流・教育を通して地域住民も施設の運営に参画し、施設利用者と地域の生活ニーズを守り高めていくよう取り組んでいきます。

#### (1) 実習生の受け入れ

利用者への最善のサービスを提供するためにも福祉に関する裾野を広げる取り組みが必要です。その一つとして実習生を受け入れ指導することは、実習生が福祉的センスを身につけるとともに自らの実践の後継者を確実に広げることにつながり、積極的に受け入れていきます。また実習指導者としての適切な知識・技術の習得を推進していきます。

#### (2) ボランティアの受け入れ

定期的なボランティアを受け入れる事により、施設への理解を得るとともに施設の活性化、地域社会との接点、交流の機会の増加が期待されます。諸団体・グループとの関わりを図り、長期的には日常的な受け入れができるような関係づくりを目指していきます。

#### (3) 退所者の生活援助

退所された方が地域社会で安定した自立生活を送るために、対象者の来所、電話、訪問等により生活の各般にわたる相談にも柔軟に対応した支援を行います。退所者は地域関係者と位置づけ、施設行事への招待や情報提供によりバックアップ機能を担います。

#### (4) 地域との連携

施設も地域の一員であることから、社会福祉協議会や民生委員、近隣住民(会社)等と連携を図り、地域にある福祉ニーズの発見に協力していきます。

また、施設で実施される研修会に地域関係者が参加できるように配慮を行います。

## 17. 外部評価への取り組み

組織運営、マネジメントの力や現在提供されているサービスについて外部や内部の客観的な評価を真摯に受け止め、職員全員で分析・共有し不足するサービスの強化や改善事案の検討を重ねることで、「信頼され選ばれる福祉サービス事業者」を目指していきたくと考えています。

### (1) 第三者評価及び自己点検

定期的に第三者評価を受審し、サービスの質の見直し・維持・向上に努めていきます。受審結果を踏まえ、よりよいサービス提供が行えるように定期的に自己点検を行い業務の見直しを始め、サービスの維持・向上に努めます。受審証明書有効期限：平成31年11月29日

### (2) 外部監査

会計監査法人による外部監査を実施し、施設会計の透明性を確保し社会的信頼を確保していきます。

### (3) 内部監査

法人内各施設において法人内連絡会議や救護施設長会議、法人内主任会議を通じて施設の運営状況の確認を行い相互啓発に努め、事業の透明性を確保し社会的信頼を確保していきます。

## 18. 職員関係

当法人の職員にとって、施設・事業所利用者の権利を守り、社会福祉の専門機関として地域の社会福祉ニーズに応えられることは重要なテーマです。このために、施設・事業所では会議等により法人および職員間で情報を共有するとともに、広く地域を含む対象者から信頼され、そのニーズに応えることができる人材を育成するために、研修を行うこととしています。当施設でもこの方針に沿って会議を開催し、研修を実施します。

これらのうち、研修は、職員の人格陶冶と総合的な資質の向上に関するものを、おもに法人（研修企画部）が中心となって提供し、直接施設での業務内容に関するものを当施設内およびそれぞれの事業部門が行います。

また、これに加えて、法人と施設・事業所は、共同して、職員が安定して快適に働くことができる職場環境の維持・改善に取り組みます。

### 【重点項目】

法人が示したキャリアパスに基づいて、職員各々の業務内容と力量、将来の希望を勘案した研修計画を作成し、これに沿って研修に参加させることで、職員のモチベーションを高め実践力を向上させます。研修の参加状況を記録し、人材育成に役立てます。

### (1) 人材育成

対象者の社会福祉ニーズに応えられる実践力の高い職員の育成をねらいとして、法人、施設・事業所で研修を行う他、外部の研修にも計画的に参加させます。また、自己研鑽は専門職の責務です。業務に関係のある資格の取得に向けた職員の自主的な取り組みを奨励します。法人および施設はその必要を理解し、可能な範囲で配慮します。

意向調査や職員面接等の機会を活用して、職員の希望を把握し人材の定着をさらに進めるとともに、職員自身が目標を持ってキャリアを積み上げていけるよう支援します。

### (2) 研修

職員の実践力を向上させ、施設・事業所利用者の権利を守って、社会福祉の専門機関として地域の社会福祉ニーズに応えること、その結果として法人および施設・事業所の存在価値を高める目的で各種研修を実施します。

#### 1) プリセプター制度

プリセプター制度とは、先輩職員（プリセプター）が一定の期間、一人の新人職員（プリセプティ）に対して、マンツーマンで実践を指導する方法です。当法人では、看護領域で行われているプリセプター制度を社会福祉施設に求められていることと実状を踏まえて再編し、新人職員のリアリティショックを緩和し、実践能力の獲得を支援する教育方法として施設・事業所で実施しています。当年度も、これを継続して行います。

#### 2) 階層別研修

職員の階層・職種ごとに求められる能力を定め、それを獲得させるために法人が定めた研修を行います。

・研修開始に当たって、キャリアパスに定められた職員の階層・職種ごとに求められる能力に対する、職員各々の現在の状態と、将来の希望を勘案した研修

計画を作成します。

・研修は、内部研修、外部研修、自己研鑽に大別します。このうち階層別研修には内部研修、外部研修が含まれます。

・内部研修は、法人（おもに研修企画部）が開催するものと、施設・事業所が行うものに大別されます。外部から講師などを招聘して行う研修は内部研修に含みます。

法人の研修は、職員の人格陶冶と総合的な資質の向上に関するものです。おもに法人が研修企画部研修企画・運営委員会を中心に提供します。

施設・事業所の研修は、権利擁護（人権尊重や虐待防止、ハラスメント防止等）に関するもののうち、施設の業務に関連するものを提供します。また、施設での利用者支援等、業務遂行に直接必要な知識、技術に関するもの（たとえば、領域の動向や情報の提供、施設内サービス、ケアの向上に関する技術や理論の獲得に向けた演習や実習等）を含みます。

・外部研修は、たとえば、種別団体（全国救護施設協議会、近畿救護施設協議会、成人施設部会、大阪市生活保護施設連盟）や社会福祉協議会（府、市、区等）が主催する研修、委託事業においては委託元が指定した研修等を含みます。これらに職員を計画的に参加させて、社会福祉実践に必要な「価値」「知識」「技術」を習得させ、それぞれの実務における実践力向上の基盤構築に役立てます。なお、権利擁護に関わる外部研修には階層に関わらず積極的に参加する方針を当年度も継続します。

### （3）諸会議

#### 【施設内の会議】

##### 1）職員会議（毎月1回）

職員会議は職員全体を対象として開催し、具体的な施設運営、利用者へのサービス向上等の方針を決定する重要な会議であり、組織の意志と方向性を周知・徹底するという重要な機能を果たしています。施設の運営方針や社会福祉の現状や今後の動向等についても積極的に情報を提供し、施設長の考えや方向性も提起しながら職員全員の相互の意見交換を通して協力し合う場作りをしています。職員会議は施設運営上の基幹となる会議であり、実質的な内容を

伴ったものとして、月1回開催していきます。

会議のテーマは、次の5つを中心としています。

- ①事業計画（行事）の検討・見直し・改善
- ②施設運営（サービス全体について）
- ③各部署からの報告（保健・栄養・各種委員会等）
- ④施設長の考え、方向性の確認
- ⑤その他、緊急課題

##### 2）職員研修会（毎月1回）

職員の資質向上と問題意識の整理、そして社会福祉の最新情報の提供、施設内サービス、ケアの向上に関する技術や理論の習得を通して、実践に活かしていきます。

##### 3）主任会議（毎月1回）

事業計画や職場運営、利用者へのサービス向上等の方向性を協議し、職員会議に諮ると共に緊急的な職場運営やその他の課題に対しても協議を行います。

##### ・拘束虐待禁止

利用者への行動の制限や虐待など基盤整備を行い、拘束虐待禁止に努めていきます。

##### 4）防災会議（毎月1回）

利用者の生活の安全確保のために、防災対策の認識と問題点の解決について検討協議をします。

##### 5）給食会議（毎月1回）

食事サービスに関する全般的な意見交換、調整を行い、より良い食事サービスを検討していきます。

##### ・食中毒予防

施設内における食中毒の予防策や発生時の対応について必要事項の整備等を行います。

##### 6）調理勉強会（毎月1回）

調理員全体の技術向上のため、課題を設定し、それに沿って勉強会を開いていきます。

##### 7）医務会議（随時）

医療サービスに関する全般的な意見交換、調整を行い、利用者の健康管理について検討していきます。

##### ・感染症予防

施設内における感染症の予防策や発生時の対応について必要事項の整備等を行います。

##### 8）ミーティング（毎日）

始業時に全体ミーティングを、その後に各階別のミーテ

イングを実施。日常に生起するサービスやケアの諸問題を報告・検討し、職員間での連絡の徹底・情報の共有を図ります。

【法人・事業部が主催する会議・委員会】

9) 法人内施設連絡会議（随時）

法人内施設の問題や課題、財務状況、職員の配置等、各施設の運営状況について認識の統一化を図り、改善策等について検討するため出席します。

10) 部長会議（随時）

法人本部、生活福祉事業部、介護保険事業部間における課題や問題について調整を図り、法人運営を円滑に遂行していくために行われる会議に出席します。

11) 生活福祉事業部会議（毎月1回）

事業部共通の課題や問題、支援方針、各施設の運営状況について共有化を図り、改善策等について検討するため出席します。

12) 事業計画策定委員会

年間を通して事業計画の実施状況を把握し、次年度の事業計画案を策定する委員会に参画します。

13) マニュアル策定委員会

法人の理念及び事業方針を踏まえて業務の標準化を図り、各施設・事業所の業務に反映させる目的で業務マニュアルを策定する委員会に参画します。

14) 研修企画部会議（随時）

法人内の研修の効率化及び職員育成に向けて、検討を行い職員の資質向上を円滑に遂行していくために行われる会議に参画します。

15) 研修企画・運営委員会（毎月1回）

法人内で行う研修の企画と運営を行い、職員各々の研修の計画と記録の取りまとめを行うため参画します。

16) キャリアパス委員会（毎月1回）

法人の業務遂行に必要な力を備えた職員の階層別、職種別の基準と、職員の自主的なキャリア形成のガイドラインを検討し、公開する委員会に参画します。

17) 法人内主任会議（隔月）

救護・老人の種別を超えた施設現場レベルでの課題や問題、支援等の運営状況について共有化を図り、改善策等について検討するため参画します。この会議では、必要に応

じて管理者による研修会を実施し、中間管理職としての意識の向上を図ります。なお、種別会議では、法人内の救護施設等における業務の標準化を行うために検討を行います。この会議にも同様に出席します。

18) 法人内栄養士会議（隔月）

利用者の健康・栄養状態の管理向上を図ることを目的として各事業所間での情報交換を行うため出席します。この会議では、上の目的に加えて安心してバランス良くおいしく食べられる食事の提供を目指し、生活習慣病予防にも取り組みます。

【施設内の委員会】

15) 生活援助委員会（毎月1回）

生活向上、マニュアル、サービス検討、感染症予防、企画、衛生の各委員会を設置し、月1回検討を行います。

①生活向上委員会（月1回）

・苦情解決

利用者からの苦情を聞き、その問題を解決して、より良いサービスの提供を検討する。

・生活環境（緑化・営繕・畑も兼務）

施設内及び施設周辺の環境整備、衛生維持を行い、利用者の快適な生活環境作りをしていきます。地域公益事業（活動）の一環として、地域美化運動の計画及び実行を行います。また、ベランダ緑化の計画及び実行を行います。

②マニュアル委員会（月1回）

・サービス評価基準検討

救護施設サービス検討基準を基軸としたシステムづくり、システム改定を行います。

・事故防止対策

ヒヤリ・ハットにて情報の収集を行い、未然に防止できた事故や起きた事故等のリスクを類型化したうえで、介助方法や設備面等の改善を行います。

・第三者評価

次の第三者評価受審のための必要事項の整備等を行います。

③個別支援委員会（月1回）

・サービス検討

処遇困難な利用者のサービスに関する全ての問題を



協議し、職員全体で対応方法を共有化していきます。

・個別支援計画

個々の利用者に対して、個人を尊重し、その有する能力に応じた有意義な施設生活を営むことができるよう支援内容を計画し、モニタリングや見直しを行い、個別の支援を提供していきます。また、「日常生活自立」、「社会生活自立」、「就労自立」を目標とした自立を促進し、個々の状況に応じて、生活課題に取り組む、多様な支援プログラムを開発・準備し、重層的な自立支援も行っていきます。

④企画委員会（月1回）

・広報

利用者にわかり易く施設行事やお知らせ、社会資源の活用法等を掲示物や集会、施設だよりを介して、情報発信を行うと共にホームページの更新をこまめに行い対外的に情報公開を行います。

・行事

年間行事計画を基に、その行事の計画・立案・調整・募集・報告・見直し等を行います。

⑤衛生委員会（月1回）

労働者の健康障害防止の基本対策等を調査・審議することが義務付けられており、労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関することの審議を行います。

（「委員会一覧表」参照）

(4) 福利厚生

施設職員として、利用者信頼関係を結び、円滑にコミュニケーションをはかりながら利用者の心身の状態やニーズを適切に把握できる事が重要と考えています。また、チームとしてのアプローチがなければ継続的な支援は困難を極めます。職員一人ひとりがチーム（施設）の一員であるという認識のもと、専門職である一方、施設運営面をも踏まえた組織人としての調整能力を持った職員を求めています。また、内部・外部研修を活用し、介護福祉士や社会福祉士など有資格者集団を目指すことで、個々人の能力の底上げを行い、施設サービスの向上に繋がります。

職員の自己啓発力向上のため、法人意向調査や施設

長面接などを活用し、目標を持って自己啓発に努める人間的成長を期待し、気持ちよく働ける職場作りを目指すことで向上心を刺激していきます。

- ・有給休暇の取得率向上
- ・共済会事業等の活用

## 19. 平成31年度の数値目標

### (1) 利用者サービス

#### 1) 地域移行率を上げる

・地域移行者30名以上を目指します。（内精神障がい者10名）その為には、居宅生活訓練事業及び通所事業を活用します。また、入所時から個別支援計画に沿って地域移行目標とした施設生活を送ってもらい、地域生活にスムーズに移行できるようにします。

・精神障がい者の地域移行を10名以上目指し、定着率に関しては、50%を目指します。定着の根拠としては、地域の社会資源へ引き継ぎを持って定着とします。

#### 2) 就労支援の充実を図る

施設内作業のメニューを充実させ、就労訓練（いわゆる中間的就労）を推進していきます。就労自立や日課の確立など目指すところは違えども、作業訓練や寮内清掃作業への参加率35%以上、外部就労達成者数6%以上、ハローワーク引率等の就労支援件数10件以上を目指します。

### (2) 地域における公益的な取り組み

施設として受け入れる就労訓練者数、大阪府下等から依頼があり派遣するCSWの派遣回数、総合福祉相談の受付件数など、合計で35件以上を目指します。

さらに、地域で開催される、調整会議等への参加回数を10件以上目指します。

中長期計画

項 目	中期（平成 28～32 年）	長期（平成 33 年～37 年）
運 営	<ul style="list-style-type: none"> <li>○安定した利用率維持</li> <li>○施設運営状況の透明性の更なる向上</li> <li>○第三者評価の定期的受審によるサービス見直し・向上</li> <li>○建物・設備の改修時期・費用の算出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○コンプライアンスの徹底</li> <li>○建替え資金の計画的積立</li> <li>○地域公益活動への再投下</li> </ul>
利用者サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人権を尊重した支援、利用者主体の個別支援の推進</li> <li>○地域生活移行支援充実</li> <li>○生活困窮者自立支援の推進</li> <li>○安心・安全なサービス提供の継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活困窮者自立支援活動の継続</li> <li>○個々の求める自己実現の追求</li> <li>○良質なサービス開発・実施</li> </ul>
地域への公益活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○千里祭、清掃活動の継続</li> <li>○地域ニーズの把握</li> <li>○吹田市社会福祉施設連絡会を中心としたネットワークの強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域公益活動の拠点</li> <li>○地域コミュニティの活性化・地域自治の推進活動</li> </ul>
人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉人材（介護職員）確保の促進</li> <li>○プリセプター制度の内容強化</li> <li>○研修（OJT・OFF-JT）計画の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○専門的知識の向上</li> <li>○知的探究心の強い職員の育成</li> </ul>
建物・設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建物、設備の修繕・維持管理及び備品更新計画の立案と実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建物、設備の修繕計画の実施</li> <li>○備品の計画的更新</li> </ul>

年間行事予定

	行 事
4 月	観桜会
5 月	映画祭
6 月	お笑いなにわ祭
7 月	林間学校
8 月	夏の集い
9 月	敬老祝賀会
10 月	千里祭
11 月	大阪救護施設合同文化事業 野外生活訓練
12 月	年忘れ会・クリスマス会 餅つき
1 月	新年祝賀会 初詣 新春ゲーム大会 書き初め大会
2 月	豆まき
3 月	観梅会
定 例	利用者誕生会・座談会、映画上映会、誕生者外食レクリエーション

健康維持管理年間計画

	特別献立	栄養サービス	保健衛生
4月	創立記念日・屋外食(観桜会) 昭和の日	食事内容確認	長期通院者への生活指導
5月	端午の節句・憲法記念日	残菜・嗜好調査	春季健康診断・肥満度チェック
6月	虫歯予防デー	食中毒予防	健診結果報告指導・歯磨き指導
7月	七夕・土用の丑	食中毒予防	食中毒予防
8月	お盆	残菜・嗜好調査	夏季疾病対策
9月	防災の日・敬老の日 秋分の日・お月見	生活習慣病指導	生活習慣病指導
10月	千里祭・体育の日	食事内容確認	秋季健康診断
11月	文化の日・勤労感謝の日	残菜・嗜好調査	健診結果報告指導・
12月	クリスマス・イヴ・冬至・餅つき 天皇誕生日・年越し	食中毒予防	インフルエンザ予防接種 年末体調確認・大掃除
1月	おせち・七草粥・小正月	視聴覚指導(DVD)	冬季疾病(感染症)予防
2月	節分・建国記念日・バレンタイン	残菜・嗜好調査	冬季疾病(感染症)予防
3月	ひなまつり・屋外食(観梅会) 春分の日	生活習慣病指導	生活習慣病指導
定例	バ・イキング・選択メニュー(各6回/年) 鍋料理(冬期12月～3月) ティータイム(週3回)	給食懇談会	嘱託医健康相談・血圧体重測定 保健衛生懇談会

危機管理対策年間計画

	防災・防犯訓練	その他
4月	防災訓練	消防設備取扱説明・消防計画(消防署届出)
5月	防災訓練(消火器訓練)	
6月	自然災害防災訓練(地震)	
7月	夜間想定避難訓練	消防設備点検(有資格者)救命講習申込
8月	防災訓練	救命講習(AED使用)露店出店届出準備
9月	自然災害防災訓練(台風等)	
10月	防災訓練	千里祭
11月	防犯訓練	秋季全国火災予防運動
12月	防災訓練	年末年始災害防止特別警戒
1月	夜間想定避難訓練	年末年始災害防止特別警戒
2月	防災訓練	視聴覚指導・消防設備点検(消防署届出)
3月	自然災害防災訓練(地震)	春季全国火災予防運動
定例		防災会議・消防設備自主点検(毎月1回)

クラブ活動計画

	健康クラブ	パフォーマンスクラブ	文化クラブ
項目	近隣公園への散策やレクリエーションを織り交ぜながら利用者の身体的、精神的な健康向上を目指していく	大阪救護施設合同文化事業に向け、発表内容を選定し、発表日に向け練習を行う	季節にあった言葉を書にしたためる書道や季節を表現するような図画工作やカレンダーの作成等、創作活動に取り組む
備考	毎週火曜日 屋外時 13:30～ 毎週火曜日 屋内時 16:00～	毎週水曜日 16:00～	毎週金曜日 16:00～
	歌謡クラブ		
項目	カラオケを通じて参加者同士の交流を深める。また、年1～2回カラオケ大会を催し、日頃の練習の成果を披露してもらう。		
備考	毎週日曜日 13:30～		

施設内研修計画

	内 容	対 象
4月	引率と留意点について（企画委員会）	全職員
5月	第三者評価について（マニュアル委員会）	全職員
6月	食中毒について（給食担当）	全職員
7月	個別支援計画について（個別支援委員会）	全職員
8月	居住支援事業について（居住支援担当）	全職員
9月	腰痛予防について（衛生委員会）	全職員
10月	より良い生活環境づくりを目指して～苦情解決・満足度調査等～（生活向上委員会）	全職員
11月	公益的な取り組みについて（地域公益的な活動担当）	全職員
12月	訪問について（通所担当）	全職員
1月	プリセプター制度について（人材育成担当）	全職員
2月	年度中の具体的なケース事例について（就準担当）	全職員
3月	就労訓練事業の成果と今後の課題（就労訓練担当）	全職員

公益的な取り組み一覧

	公益的な取り組み	地域交流	施設機能の開放
項 目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・千里祭</li> <li>・地域清掃（公園清掃など）</li> <li>・地域通学路花壇整備</li> <li>・地区夏祭りへの模擬店出店</li> <li>・農業体験会</li> <li>・車イス体験会への職員派遣</li> <li>・福祉相談窓口</li> <li>・就労訓練の受け入れ</li> <li>・体験入所</li> <li>・一時生活支援事業における福祉サービス</li> <li>・こども110番</li> <li>・地域行事への車イスの貸出</li> <li>・おおさかしあわせネットワークへの参画</li> <li>・無料又は低額での宿泊提供</li> <li>・介護等体験や福祉実習の受け入れ</li> <li>・ボランティア受け入れ</li> <li>・AEDマップ公開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域連絡協議会</li> <li>・地区福祉施設連絡会への参画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域サークルや地区社会福祉協議会へホールの貸出</li> <li>・災害時における指定福祉避難所設置運営</li> </ul>
備 考			

## 平成31年度 生計困難者に対する相談支援事業 事業計画書 (案)

社会福祉法人みなと寮

## 1. はじめに

救護施設千里寮は、第二種社会福祉事業「生計困難者に対する相談支援事業」を実施する。

この事業は、社会福祉法人として目に見える形で公益活動を実践するため、地域の援護を必要とする方に対する相談活動を活発化し、関係機関との連携を十分に行い、相談活動を行う中で、援護を必要とする方の心理的不安の軽減を図り、また必要な制度、サービスにつなぐこととする。そして、生活保護等の既存制度では対応できない方で、経済的困窮により医療や介護等の必要なサービスの利用が阻害されている方がいる場合、その費用等の全部または一部を支援する経済的援助を行う。

## 2. 総合生活相談員（コミュニティソーシャルワーカー）の配置並びに総合生活相談活動

本事業を実施するために、当施設に総合生活相談員（コミュニティソーシャルワーカー）を配置し、地域で生活課題を抱える方の相談が起こった際に対応し、課題の解決に努める。

## 3. 経済的援助

援助を必要とする方からの相談を重ねる中で、経済的援助の必要性を判断した総合生活相談員（コミュニティソーシャルワーカーやスマイルサポーター）は、相談内容に関する資料を作成し、施設長に報告するものとする。施設長は、総合生活相談員（コミュニティソーシャルワーカーやスマイルサポーター）からの報告に基づき、経済的援助の可否を決定する。

## 4. 研修会等への参加

総合生活相談員（コミュニティソーシャルワーカーやスマイルサポーター）は、相談援助技術の向上を目的に、各種研修会等に参加する。

- (1) コミュニティソーシャルワーカー養成研修会
- (2) コミュニティソーシャルワーカースキルアップ研修会
- (3) 相談援助技術研修会
- (4) その他、本事業実施にあたり必要な研修会

## 平成31年度 生活困窮者就労訓練事業 事業計画（案） （生活困窮者自立支援法に基づく中間的就労）

社会福祉法人みなと寮

### 1. 目的

生活困窮者自立支援法に基づき、直ちに一般就労が困難な人に対し、就労の機会と必要な訓練等を提供する「就労訓練事業」（いわゆる「中間的就労」）について、生活困窮者が一般就労への移行へ向けて訓練計画を作成し実施する。

### 2. 就労訓練事業の対象者

就労訓練事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、自立相談支援機関のアセスメントにおいて、将来的に一般就労が可能と認められるが、一般就労に就く上で、まずは本人の状況に応じた柔軟な働き方をする必要があると判断された者であって、福祉事務所設置自治体より支援決定を受けた方を対象者とする。

### 3. 就労支援

就労訓練事業は、一般就労に直ちに就くことができない者に対し、本人の状況に応じ、就労の場を提供するものであるが、その最終的な目標は、対象者が支援を要せず、自立的に就労することができるように支援を行う。

このため、対象者の就労状況を適切に把握し、作業内容について助言を行うほか、自立相談支援機関とも連携の上、対象者が一般就労に就くことができるようにするための相談援助その他の支援を行うために下記の内容を実施する。

- (1) 就労支援プログラムを策定する。
- (2) 対象者への就労等の状況を把握し、必要な相談、指導及び助言を行う。
- (3) 自立相談支援機関及び関係機関との連絡調整を行うこと。
- (4) 以上のほか、対象者に対する就労等の支援について必要な措置を講じる。

### 4. 訓練の内容及び定員

対象者については、専門的な技能及び知識を持っていることや、それを生かした業務を行うことができる可能性は、一般的には低いと想定され、対象者の中には、一定の作業量を定時に行うことができない者が一定程度含まれ、対象者の個々の適性を把握した上で、必要に応じて既存の業務を分解すること等により、対象者の状態や就労訓練事業における就労形態（雇成型、非雇成型）に応じた施設内作業を分割して行う。

- (1) 訓練内容  
館内清掃、敷地内清掃、シーツ交換、配膳補助、農園作業など
- (2) 定員  
6名

### 5. 雇用関係の考え方

就労訓練事業における就労は、対象者の状態に応じた業務内容や、多様な就労の仕方が想定されることに鑑み、雇用契約を締結する場合（「雇成型」）及び雇用契約を締結しない場合（「非雇成型」）の双方の形態を対象者の状況に応じて実施する。

- (1) 雇成型  
雇成型の場合は訓練計画という形式ではなく、一般の労働者に求められるような一定期間（半期等）ごとの個人目標の形式で就労支援プログラムが策定され、これに基づき、就労支援担当者及び自立相談支援機関による状況把握も、当該

期間について実施する。（最低賃金の確保）

（２）非雇用型

非雇用型の場合は就労支援プログラムが訓練内容を定めた計画（訓練計画）に基づき、就労支援担当者及び自立相談支援機関による定期的・継続的な状況把握を行い雇用型に結びつくよう支援を実施する。（インセンティブによる賃金の支払い）

**6. 本年度の重点事項**

年度を通じて、受け入れ人数に対して80%以上の訓練者の就労自立を目指す。



## 平成31年度 救護施設千里寮就労準備支援事業計画（案）

社会福祉法人みなと寮

### 1. 目的

就労に向けた準備が整っていない生活困窮者及び被保護者に対して、就労準備支援プログラムを作成し、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援することにより、生活困窮者及び生活保護受給者の就労及び自立の促進を図る。

### 2. 就労準備支援事業の対象者

就労準備支援事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、吹田市内に居住し、事業の利用を申請した日において65歳未満の者である生活困窮者と生活保護受給者であること。また、吹田市生活困窮者自立相談支援センター担当者のアセスメントにおいて、日常生活習慣、基礎技能等を習得することにより将来的に就労が見込まれる者を対象者とする。

### 3. 職員配置

千里寮支援専門員1.5名を配置する。

### 4. 就労支援プログラムの作成

吹田市生活困窮者相談自立支援センターが作成した自立支援プランとは別に就労支援プログラムを作成する。千里寮支援専門員による対象者のアセスメントにより、抱える課題の分析・把握を行った上で支援の方向性を検討する。対象者の意向と状態に基づくことを基本とする。

#### （1）日常生活に関する支援

生活習慣の形成を促すため、うがい・手洗いや規則正しい起床・就寝、バランスのとれた食事の摂取、適切な身だしなみに関する助言と支援を行う。

#### （2）社会生活自立に関する支援

社会的能力の形成を促すため、あいさつの励行など、基本的なコミュニケーション能力の形成に向けた支援や地域の事業所での職場見学、ボランティア活動を行う。

#### （3）就労自立に関する支援

一般就労に向けた技法や知識の習得を促すため、実際の職場での就労体験の機会の提供やビジネスマナー講習、キャリア・コンサルティング、模擬面接、履歴書作成の支援を行う。

このプログラムは支援の実施状況を踏まえ、適宜見直しを行う。期間は、原則として3ヶ月間とし、必要に応じて3ヶ月ごとの延長が可能であり、最長1年間とする。期間内であれば、対象者の状態によって定着支援も実施する。

### 5. 利用定員

15名

### 6. 実施方式

就労準備支援事業所への通所を基本とする。就労体験の実施にあたっては、近隣市の協力企業や吹田しあわせネットワーク加盟の福祉事業所等において実施する。また、対象者の生活状況に問題がある場合は、必要に応じて家庭訪問を行って状況把握し、支援を継続する。

## 7. 救護施設千里寮就労訓練事業との連携

毎月合同会議を実施し、救護施設の得意分野である日常生活・社会生活自立支援のノウハウを対象者支援に生かしている。また、千里寮を就労体験先のひとつとしている。今後は、新規就労体験先の開拓を協働で行っていく。同法人内であることの利点を生かし、一体的に効果が上がる支援プログラムの提供を実現することを目指す。

## 8. 本年度の重点事項

本年4月より、吹田市社会福祉協議会との合同事業として、吹田市生活困窮者自立相談支援事業に参画するにあたり、同法人内での一体的な受託となる利点を最大限発揮できるよう、利用者の受け入れから事業選定段階も含め参加していくことを働きかけ、効果的なアセスメントや、連続性と一貫性を持った支援プログラムの作成を通じ、支援体制の確立を目指す。また、市職員に対する研修や説明依頼等があれば積極的に関わることで、本事業の目的や方向性などを現場からの視点としての説明を果たし、理解を深めてもらうことに努める。これらを合わせて、利用者利益の最大化を実現できるよう活動する。

また、吹田市の行政サービスとして行われている、吹田市子ども・若者総合相談センター「ぷらっとるーむ吹田」における引きこもり・ニート支援の活用・連携や、吹田市立市民公益活動センター「ラコルタ」におけるボランティア活動支援を活用した就労体験、生活困窮者レスキュー事業「吹田しあわせネットワーク」との連携において、福祉事業者ならではの支援スキルを持った中間的就労受け入れ事業者との協力関係をさらに広げるなど、既存サービス・ネットワークを活用した市内での広範な協力関係のモデル構築を目指す。

## 平成31年度 住宅確保要配慮者等への居住支援事業 事業計画書（案）

社会福祉法人みなと寮

### 1. 目的

住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育する者、その他住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅（住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅等）への円滑な入居を促進するための取り組み等を実施する。

### 2. 支援業務

#### （1）家賃債務保証業について

家賃債務保証業務を行うことが困難なため、家賃債務保証業者登録規定の登録を受けた家賃債務保証業者と構築連携体制を活用する。

#### （2）入居の促進に関する情報提供、相談その他援助について

生活福祉に関する相談窓口を設置し、入居に関する情報提供だけでなく要配慮者からのあらゆる相談に対応する。

住宅セーフティネットの構築を図ることを目的とし、吹田市、吹田市社会福祉協議会と行っている協議を進展させ、主体的に居住支援協議会を構築し、要配慮者が安心して住まいを確保できるよう支援を行います。

要配慮者の課題を踏まえ必要な物件や居住支援サービスを見極め、不動産事業者へ同行し、物件探しや契約の支援を行う。

#### （3）賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者の生活の安定及び向上に関する情報の提供、相談その他の援助について

上記の相談窓口での対応に加えて、必要に応じて要配慮者の見守りや生活上の支援を行う。

要配慮者のアセスメントを行い、安定した生活が送れるよう必要な関係機関との連携強化を行い支援へと繋げる。また、要配慮者は社会的に孤立している可能性が高いため、特に緊急時の連絡体制の確保を行い、定期的な見守りを行う。

#### （4）附帯する業務について

業務を進める中で、実際に行う支援業務のほか、必要が生じた場合には他の業務を実施する。

### 2. 本年度の重点事項

当法人が取り組む居住支援事業の認知度等一層の向上を図るため、折衝力の強化及び多様な課題の克服。

居住支援法人はいかなる事業を行うのか、多様な要配慮者のニーズをどのように把握し居住支援法人の活動に繋げていくのか等々多様な課題がある。

地元吹田市・吹田市社会福祉協議会・吹田市地域包括支援センター等との連携強化及び豊中市居住支援協議会と相互に情報等共有し、課題を学びあい、協働して活動していくことが重要と思える。

（1）居住支援の現状と課題の共有、理念、活動の明確化を図る。

（2）居住支援協議会と居住支援法人の関係のあり方等にコミットし、多様な要配慮者のニーズを把握し活動に繋げていく。

（3）オーナー側と入居者の間に、居住支援法人が入ることにより、オーナー側に安心感を与える。

（4）新たな住宅セーフティネット制度の施行状況において、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度をサポートする。

（5）物件を活かした「社会貢献」と「資産運用」をペアにしたアドバイスを行う。

#### 4. 相談体制

相談支援員：2名

受付時間：土日祝を除く 10:00～17:00

相談事務所：住所：大阪府吹田市山田北15-5ロイヤルツカワキ301

電話：06-6878-8111

以上